令和８年度第１回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和8年7月２１日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和８年度第１回逗子市個人情報保護運営審議会

日　時　令和８年７月２１日（火）
午後１時４５分～
場　所　市役所５階　第４会議室

議　　題

１．正副会長の互選について
２．特定個人情報保護評価の再実施について（重点項目評価書の報告）
３．保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
４．特定個人情報保護評価書について（報告）
５．その他

出　席　委　員（５名）

会　　長	森　田　　明
副 会 長	横　山　美　子
委　　員	野々山　隆　幸
委　　員	山　本　幸　穂
委　　員	嘉　藤　　亮

欠　席　委　員（０名）

説明のために出席した職員

課税課長	茂　原　正　幸
課税課 市民税係長	金　子　皓　哉

事務局等出席者

逗子市長	桐ケ谷　　覚
総務部長	三ッ森　篤　史

総務部次長	鈴木　仁
情報公開課長	松下　亜紀子
副主幹	松本　優子
主任	加藤　美佳子
主事	前田　柚名
会計年度任用職員	杉山　晴美

会議の公開・非公開の別　公開（議題（３）については非公開）

傍　聴　者　１名

配　付　資　料

令和８年度第１回逗子市個人情報保護運営審議会次第

・【資料１】保有個人情報の目的外利用・提供の状況について

・【資料２】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

・【資料３】個人情報ファイル簿一覧

・【資料４】個人情報事務登録簿の変更状況集計表

午後１時４５分開会

【委嘱状の交付】

【市長 挨拶】

－市長 退室－

【職員紹介】

－部長、次長 退室－

○松下情報公開課長　それでは、逗子市個人情報保護運営審議会規則第３条第２項の規定に基づきまして、本日は委員の半数以上の御出席がございますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、第１回個人情報保護運営審議会を開催させていただきます。

会長決定までの間、私が進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松下情報公開課長　それでは、会長が決定するまで議事を進めさせていただきます。まず、本日傍聴を希望される方がいらっしゃいましたので、お入りいただきます。

（傍聴者入室）

会議に先立ち、傍聴の皆さまにお願いいたします。

本審議会は、原則公開となっておりますが、案件によって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を取り扱う必要が生じたとき、その他、相当な理由があると認められるときは、会議の途中において必要と認める間、傍聴の皆さまに一時退場をしていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。また、傍聴の方へ資料に関してもお配りしないことがありますので、御了承ください。

それでは、お手元の配付資料の確認となります。

（配付資料の確認）

続きまして、本日は新しい任期が始まってから初めての会議となります。新たな委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

○松下情報公開課長　皆様、ありがとうございました。

続きまして、議題１、正副会長の互選についてを議題といたします。

個人情報保護運営審議会規則第２条第１項の規定により、正副会長の互選につきましては、委員の互選により定めることとなっております。会長につきましては自薦、他薦を問いませんが、どなたか御推薦はございませんでしょうか。

○野々山委員　僭越ですが、私のほうから、会長として森田明委員を推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松下情報公開課長　会長に森田委員を御推薦いただきました。

森田委員、いかがでしょうか。

○森田委員　皆さんよろしければ、お受けしたいと思います。

○松下情報公開課長　副会長についてはいかがでしょうか。

○野々山委員　副会長として、横山美子委員を推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松下情報公開課長　ありがとうございます。

横山委員、いかがでしょうか。

○横山委員　よろしくお願いいたします。

○松下情報公開課長　それでは、お諮りいたします。

会長を森田委員に、副会長を横山委員にお願いしたいと考えますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松下情報公開課長　御異議がないようですので、会長を森田委員に、副会長を横山委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、会長には席をお移りいただきまして、副会長はそのままのお席で結構ですので、一言御挨拶をいただければと思います。

（会長、席移動）

（会長挨拶）

（副会長挨拶）

○松下情報公開課長　ありがとうございました。

それでは、この後の議事運営につきましては、会長にお願いいたします。

○森田会長　それでは、順次進めていきたいと思います。

まず、議題の１がただいまの正副会長の選任でありまして、議題の２として、特定個人情報保護評価の再実施についてでございます。

では、これについては事務局からお願いします。

○松下情報公開課長　このたび特定個人情報保護評価の再実施を行い、重点項目評価書の作成がございました。重点項目評価書を作成した場合、逗子市特定個人情報保護評価実施要領第７条第２項の規定によりまして、審議会に御報告し、御意見をいただくものとなっております。

本件は、これに基づく御報告です。

この議題につきましては、関係所管課として総務部の課税課を呼んでおりますが、入室させてもよろしいでしょうか。

○森田会長　はい。ただ、この特定個人情報保護評価に関しては、ここでの審議がどういう位置づけのものかというような説明をしていただきたいと思います。

では、まず入室をしてもらってください。

（課税課　入室）

○松下情報公開課長　それでは、所管課の職員の紹介をさせていただきます。

課税課の茂原課長と課税課市民税係の金子係長です。

今回の議題である特定個人情報保護評価とは、簡単に申し上げますと、マイナンバー制度における個人情報を守るための事前予防的な仕組みとなっております。一定の規模や内容のものであれば、マイナンバーを使う前に担当する所管の事務ごとに漏えいリスクなどを考えて評価書と呼ばれるものを作成し、適切な措置を講じる宣言をする制度になっております。

今回の特定個人情報保護評価の再実施につきましては、課税課にて、特定個人情報を含む個人情報の取扱いに遺漏があったことが端緒となっております。その件を情報セキュリティの主管課であります経営企画部デジタル推進課から個人情報保護委員会に報告し、課税課を含む７課、23件の事務につきまして、課税課のみではなく、ほかの課の事務につきましても評価の再実施を行い、基礎項目評価書の再作成及び重点項目評価書の作成をすることとなりました。

特定個人情報保護評価につきましては、お配りしている資料の、右上に参考と記載しておりますものに制度の概略をまとめておりますので御参照ください。

また、お手元に資料１としまして、重点項目評価書をお配りしております。今回の事案につきましては、課税課特有のものであるため、本日は事務内容に変更のない所管は資料の配付のみとさせていただきました。

課税課については、事案の経過やその後の対応について御説明するため出席いただいたものとなりますので、課税課を中心に御審議いただければと思っております。

それでは、課税課より御説明をお願いいたします。

○茂原課税課長　課税課の茂原と申します。よろしくお願いいたします。

課税課より、個人住民税の賦課事務に関する情報セキュリティ事故につきまして説明いたします。

お手元の資料、特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）のうち、評価書番号５番、評価書名　個人住民税の賦課に関する事務、重点項目評価書を御覧ください。

○森田会長　配られた資料の番号はどちらになりますか。

○加藤主任　資料１－１と右上にありますのが、課税課の評価書番号になります。

○森田会長　そうすると、今おっしゃったのは、この１－１の中のどれですか。

○茂原課税課長　表紙に評価書番号と、あと評価書名という記載があるんですけれども、評価書番号で５番です。

○森田会長　一番最初のものですね。

○茂原課税課長　評価書名は、個人住民税の賦課に関する事務、重点項目評価書となっております。

そちらおそらくページ番号の記載がないかと思うんですけれども、評価書の後半になりますが、３、リスク対策、評価書の後ろから数えて５ページ目付近になるのではないかと思うのですけれども、３、リスク対策の７番、特定個人情報の保管・消去……。

（資料確認）

○森田会長　皆さん、大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○茂原課税課長　７番、特定個人情報の保管・消去のうち、その下にリスク、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクと書かれていますけれども、その中の

うち２番です。過去３年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかで、発生ありと記載しておりますけれども、その下の段にその内容という欄がございます。そちらに概要を記載しておりますが、私のほうで補足で説明させていただきます。

本件は、個人住民税の賦課に要する情報を他市区町村税務担当課に誤送信したものです。給与支払報告書や公的年金等支払報告書などの賦課資料、そちらにつきまして、賦課期日の１月１日現在の住所地の市区町村に対して提出してもらうものになっておりますけれども、既にほかの市区町村に転出されている方など、本市に課税権のない方の資料が本市に提出されることがございます。その際に、国税連携システムという国及び地方公共団体が税情報の送受信に利用するシステムを介して回送しております。

本年３月23日に、本来送付すべき市区町村と異なる市区町村へ誤送信し、その内容につきまして、翌日の３月24日に発覚いたしました。誤送信先は148市区町村で、対象者は260人、そのうち個人番号を含むものは177人です。漏えいした個人情報の内容は、氏名、生年月日、住所、その他源泉徴収税額、各種控除の内訳などです。

誤送信の原因としましては、税務システムの回送用データ作成機能の不具合で、送信対象の市区町村ごとに生成されたデータに誤って無関係のファイルが混入したことにより、中身にずれが生じてしまい、本来送付すべき市区町村以外に送達したものです。システム会社からは、昨年12月に実施したシステム標準化に伴う不具合との説明を受けております。

誤送信先の市区町村には、取り急ぎ３月27日に電話連絡をして回送データの削除依頼を行い、４月６日に改めておわびの通知を送付する際に、その誤ったデータの削除の進捗状況につきまして照会いたしました。

誤送信先が市区町村の税務主管課で、職務に関して知り得た情報について、地方公務員法及び地方税法の規定により守秘義務が課せられてはおりますけれども、最終的に全市区町村にデータ削除を確認し、更なる漏えい等の二次被害を防止するための対策を講じました。

また、対象者御本人には、個人情報の誤送信が発生した事案について、おわびの文書を４月22日付けで発送いたしました。

また、今回の事故に関しまして、庁内及び関係機関に必要な報告を行っております。庁内では、デジタル推進課宛てに情報セキュリティ事故発生報告書、総務省及び神奈川県に対して、インシデント報告書（情報漏えい）、個人情報保護委員会には、特定個人情報の漏えい等事案報告書など必要な報告書を提出しております。

今後の対応につきましては、評価書の、再発防止策の内容欄に記載しております。システム会社においては、事故の発生となったシステム不具合を改修するとともに、何らかのシステム障害を検知した際における情報展開のルールを社内で見直してもらい、整備いたしました。

本市におきましても、個人情報の厳重かつ適正な管理のため、システム導入や改修後の事務処理の際、また今回のような関係機関へのデータ送信段階の確認を一層徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○松下情報公開課長　本審議会での位置付けとなりますが、国では、重点項目評価での住民等の意見聴取や第三者点検は任意とされております。

今回は、本市に要領がございまして、特定個人情報保護評価実施要領第７条第２項に、重点項目評価書を作成した場合は審議会に報告し、意見を聞くものとするとございますので、報告という形ではございますが、御意見をいただければと思っております。ただいまの御説明とお配りしている資料の配付によりまして、本審議会への御報告とさせていただきます。

会議中にいただいた委員の皆様からの御意見につきましては、事務局で取りまとめの上、関係所管へお伝えさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田会長　ありがとうございます。

本日報告を受けて意見を述べるということになりますが、全体として非常にたくさんの量の資料が出されているのですが、これは基本的に今報告された１つの事項に関係するものという理解でよろしいのでしょうか。

○茂原課税課長　今回、重点項目評価書を作成するに当たりましては、その契機となりました事故というのが、課税課の今報告させていただきました個人住民税の賦課資料の誤送信になっておりますので、今回の作成の経緯としましては、

こちらの事故が契機になって、他の関係所管それぞれで作成しているものとなっております。

○森田会長　つまり、こちらで意見を述べるに当たって、一つ一つ別の内容なのか、おおむね共通した問題という理解でよろしいのか。それによって議論の仕方が変わってくるんですけれども。

○茂原課税課長　共通している内容の項目もございますが、基本的には関係所管それぞれ個別に作成しているものになりますので、今回、課税課で作成したものにつきましては私がお答えできますけれども、それ以外の所管の部分につきましては、個別に作成されているものになります。

○松本副主幹　今回、多量の重点項目評価書を提出させていただいておりますが、ほかの部署に関しても、過去３年以内に事故が発生したかという部分については、課税課で提出させていただいた内容と全く同一のものとなっております。

課税課において事故が発生したことに伴い見直しをして、ほかの部局につきましては、いってみれば今までは基礎項目評価書のみの作成であったところが重点項目評価書をつくることになったという部分での変更です。

何か対応が必要になった具体的な事案としては、ただいま課税課から報告をさせていただいたこの事案になりますので、今回の事案を中心に御審議いただければと思っております。

○森田会長　はい、分かりました。

そうしますと、課税課の関係でも幾つかに分かれているのですけれども、これも内容的には同様のものということなんでしょうか。

○茂原課税課長　課税課におきましては、個人住民税、あと固定資産税、軽自動車税と３つの税目について作成しております。

今、説明があったとおり、今回の事故に関する部分につきましては、共通するところはあるんですけれども、それぞれ個別の税目によって使用しているシステムが異なるところもありますので、個別に内容が異なっている箇所はございます。

○森田会長　つまり、課税課関係の説明を一通りしてもらってから議論したほうがいいのかどうかということなんですけれども。

今の説明は、最初の評価書番号５番についての説明ですが、６と７について

は、説明を付け加えるといったものは結構沢山あるんですか。

○茂原課税課長　基本的には、今回作成する経緯は先ほど申し上げたとおりで、あとは個別のシステムの内容の異なる部分になりますので、その辺りは複数のシステムをそれぞれの税目で使っているというところは異なる点はありますけれども、大筋では電算的なシステムを使っているというところには変わりはありませんので、その一つとして個人住民税を御審議いただければ、ほかの税目も同様のケースということで考えていただけたらと思います。

○森田会長　分かりました。

では、まず５番のケースについて、御意見があれば伺いたいと思います。

まず、前提として何か御質問などありますでしょうか。

○嘉藤委員　基本的なところだけお伺いしておきたいのですけれども、今回再発防止策、システム会社で対応を行っていただく形になっていると。令和８年11月を目途にということの対応ですけれども、当然、現時点ではその不具合というのは、もう今は発生していないという状況ですよね。

○茂原課税課長　この事故自体が先ほど３月に発生したということを申し上げましたけれども、基本的には例年２月に実施しているもので、３月に実施した以降、同様にまとまった情報を他市に回送するという事務がなかったもので、この次にはしっかりシステム会社のほうで、来年度の賦課事務に影響がないように徹底して調査を行った上で、11月までに改修して、こちらで点検をするというような流れになっております。

○嘉藤委員　なるほど、ありがとうございます。

そうなりますと、次回までにということを念頭に置いて、11月という期限が設けられているということでしょうか。

○茂原課税課長　そうですね。今、仮に改修してしまいますと、令和８年度の賦課事務、今こちらのほうでは５月及び６月にそれぞれ個人住民税の通知を発送しましたけれども、そちらの通知書に何らかの影響、平たく言えば悪い影響を及ぼすおそれがあると。そこまでのチェックを行う時間というのが確保できないところもありましたので、確実に来年度の賦課事務に影響がないようにシステム改修を行うということで調整を行っております。

○嘉藤委員　ありがとうございます。

もう１点、今回システムの不具合ですので、システム会社のほうでの対応が中心ということになるかと思いますけれども、今回の事故に際しまして、市の側のほうで対応が必要なものとか何か見つかったものがあれば、教えていただければと思います。特段なければ、ないで構いませんけれども。

○茂原課税課長　基本的には今お話をいただきましたとおり、システムの不具合ということで電算会社側のほうの対応ということになっているのですけれども、市のほうでも、本来あり得ないような不具合が生じたというところで、今後の同様の送信、何らかのデータの送信であったり、あるいはシステムが大きく変わったときのチェック体制につきましては、より複数の目で確実にチェックを行うなど、その辺りの内部的な事務の進め方については、改善はしていこうと考えております。

○嘉藤委員　分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○森田会長　今の御質問に関連してですけれども、事故の発生が３月23日、発覚日は３月24日で、翌日には分かったということですが、これはどういうことで分かったのですか。

○茂原課税課長　先ほど申し上げたとおり、異なる市区町村、対象が148市区町村と申し上げましたけれども、送信先の、ある市区町村からこちらに御連絡をいただきまして、そちらにお住まいのない方の課税資料が到着しているので確認願いたいということで連絡がございまして、確認したところ、誤送信が発覚したということになります。

○森田会長　誤送付をした先から連絡があったので分かったということですかね。それで市としては、ほかにも同じようなことが起きていないのか確認をしたということでしょうね。

○茂原課税課長　そうですね。

○森田会長　分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

○山本委員　すみません。

○森田会長　どうぞ。

○山本委員　この案件とちょっとずれるかもしれないのですけれども、今回、逗

子市の情報がほかの自治体に誤送信されたということなんですが、同じようなシステムを使っている自治体があったとして、逗子市のほうに誤送信、逗子市が受信をしたということはありますでしょうか。

○茂原課税課長　システム不具合に関せずに送られてきたことというのは、統計等は特にないですけれども、そういったことは可能性としてはあるとは思います。別の市区町村が誤って送信するということは最終的には事務的に何らかの人の手も関わっているところもありますので、ただ具体的な例えば件数的なもの等はちょっと明確には分かりませんが、そういうことは考えられるかと思います。

○山本委員　今回は逗子市の情報がほかの自治体に行ったということで、ほかの自治体から同様の時期に何か誤送信されてきたというものはないのですか。

○金子市民税係長　逗子市に課税権がない方の資料が届くことはあり得ます。その場合は、恐らく送ってきた元のほうは、そちらに転入する前の住所が逗子市にあったということで送ってくるケースがほとんどだと思うのですけれども、逗子市では、それより更に前に、今年でいきますと１月１日が賦課期日となりますけれども、その賦課期日の後に転入してきたり、１月１日より前に転出していたり、そういった事情で逗子市に課税権がない方と判断すると、また更に転入前のところに転送したりということはあり得ます。

○山本委員　今回のようなシステムの不具合で、他の自治体からということはなかったということでよろしいでしょうか。

○茂原課税課長　本市に届いたものはないのですけれども、ただ同様にシステム会社に委託をしている自治体はほかにもございまして、詳細は確認できておりませんけれども、逗子市と同様に個人情報の誤送信が発生してしまった件があったということで、そのシステム会社からは話としては聞いております。

○山本委員　ありがとうございます。

すみません。ちょっと話がそれてしまったような形になりました。

○森田会長　いや、そんなことはないと思います。大事なことだと思うので。

そうすると、このシステム会社の運営しているシステムに関して、逗子市以外のところでも問題が起きたということなんですかね。

○茂原課税課長　はい。ただ委託している委託元の市区町村の全てで発生したと

いうことではないようで、システムを送信する際に複数のシステムを併せて設定して送る自治体もあったりするようで、本市と同じような条件で送信した中に誤送信してしまった自治体があるというところで、何らかの別のシステムと組み合わせて送ろうとしたところについては不具合が生じなかったということもあったようで。なので、ただちょっと先ほど申し上げたように詳細は把握していませんが、逗子市と同様のケースがありましたという報告はシステム会社から受けております。

○森田会長　そうすると、システム会社サイドでは、どうして今回のような問題が生じたかについては、一応解明はしているんですか。

○茂原課税課長　はい。先ほど少し触れさせていただいたのですけれども、昨年12月にシステム標準化に移行するに当たりまして、いろいろなシステムの改修が行われたところなんですけれども、その改修が行われた際に、今回の事務に限らず、他の事務でも一部不具合が生じたりということはあったりするのですが、システム事業者によると、何が原因だったかというところの根本でいうと、システム標準化に伴うシステム改修の際に、その辺りが十分改修がなされていなかったと、そのように説明は受けております。

○森田会長　そうだとすると、それに対しどう対応すればそういうことどうが起きなくなるのかということは分かっているんですか、現状では。

○茂原課税課長　実は、実際に事故発生が３月23日で、発覚が24日ということで申し上げましたけれども、こちらにつきましては、例年２月に本来行う事務というところもありまして、もともと２月に送信しようとしたところ、送れなかったという不具合がまずそもそもあったんですね。

　その辺りをシステム会社に改修をお願いして、何度かそんなやり取りをしていて、ようやく３月23日の直前になりまして、システム会社からもう大丈夫だと、しっかり改修すべきところは直したという報告を受けていましたが、今回このような事故が発生してしまったということで、やはり改修が結果として不十分だったところがあり、詳細につきましてはどうしても専門的な話になってしまいますので、一定の説明は受けてはおりますけれども、最終的にやはりその改修は、システム会社側で全て対応していただくような形にどうしてもなってしまうというのが現実的なところだと思います。

○森田会長　どう対応するかについては、まだ検討中ということなんですか。

○茂原課税課長　そうですね、最終的に11月に改修を終えるというところであるのですが、しっかりと調査をしていただいて、原因をしっかりと究明していただいて、11月までに、来年度の賦課には全く影響のないような形で改修を進めるというふうに聞いております。

○森田会長　いや、ちょっと何か聞いていて大丈夫でしょうかという不安が残るんですけれども。取りあえずは、その会社の対応を見ているというところですか。

○茂原課税課長　はい。

○森田会長　ほかに何か御意見等ありますでしょうか。

○嘉藤委員　会長、すみません。

やはり今のお話があった以上は、原因究明と改善点については改めて御説明いただけるんでしょうかね、ここは。ということでないと、こちらとしても安心できないというところもあろうかと思います。

11月までのシステムの改修ですよね。これが済んだ段階で、併せてどのようなところを変更したというのは最終的に決まった段階でお話はいただけると思いますので、その点についても、改めて何かしらの形で御報告なり、御説明なりいただければ、こちらとしてもシステムについてはリスク対策として十分であるというところには納得するんですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○茂原課税課長　現時点でこちらで把握しているところとしまして、すみません、一応今回の評価書の中にも盛り込んではいたのですけれども、こちらで今、現時点で説明を受けている範囲で先に申し上げます。

もともと回送用、要は他市に回送する際の資料としてファイルを作成して、その上で他市へ回送というような形になるんですが、まず他市に回送するファイルというのは、それは当然そのファイルを作成するための単独の作業で、それ以外の作業が何らかの影響を及ぼすことは基本的にないはずなんですけれども、今回作成するファイルに全く別の作業として行っていた、こちらは令和８年度の賦課事務なので、ほかのいろいろ多くの賦課資料、その１つに確定申告書があるんですけれども、今回送信するべき内容と全く無関係の確定申告書が他市へ回送するファイルに入ってしまったと。

入ってしまった原因としまして、システム事業者では、ワークテーブルという言葉を使っているんですけれども、その作業をするテーブル的なものに、他市へ送付する資料をつくっていた際に同じテーブルに入らないもの、資料が複数紛れ込んでしまった。紛れ込んでしまったことによって、本来148自治体に送る際に関係ない資料が入ってしまったことによって、順番にずれが生じてしまった。その紛れてしまった資料の分、それでずれが生じてしまったという話は聞いております。

一番はそれが原因であったというところで、今後の事業者側の対応としましては、回送用のデータを作成するに当たりまして、そういった同じワークテーブルを用いない、同じワークテーブルを用いることによって紛れてしまったということなので、同じワークテーブルを用いることはしないと。作業ごとによって異なるものを設けるということと、あとは再発防止策の内容に記載させていただいたんですけれども、実際に作成された資料に対して、他市区町村分の資料が混在していないかというチェックツールを新たに設けるというふうに聞いております。

あと、最後に、実際に全体の帳票データが作成された後に送付先の自治体ごとに帳票を分割して市側で送っているんですけれども、あらかじめ自治体ごとの帳票を出力する手法に変更するということで、誤送信にならない、つながらないような形でデータを作成できるような仕組みを設けるということで、それを11月までに準備すると聞いておりますので、改修後のシステムについて、その後に本市のほうでチェックをして検証を行って、その上で実際に本番を迎えるというような段階を踏んでいくという形を考えております。

○嘉藤委員　ありがとうございます。

その確認はきちんと取っていただければということになるのかと思いますし、この変更によって、オペレーションのフローが変わるようであれば、やっぱり市の職員の側でもきちんとその研修なりが必然になってこようかと思いますので、その点も十分徹底していただければというふうに思います。

以上になります。

○森田会長　そうすると、この表で、リスクへの対策は十分かということについて十分であると書いてあるのですが、それは結局、今のような段取りをきちん

とするという前提で、きちんとそういったことをやれば十分であろうという意味ですよね。

○茂原課税課長　そうですね、はい。その辺りはおっしゃるとおりです。

○森田会長　ちょっと現状で十分と言えるかというのは、何か不安はあるんですけれどもね。どうですかね。ちょっと何らか意見を言うかは、また後で考えようかと思いますけれども、どうもそういう問題もあるようですけれども。

ほかは御意見はいかがでしょうか。

（発言する者なし）

○森田会長　取り敢えず、よろしいでしょうか。

ある程度問題点等は分かった面がありますので、基本的に報告案件なので、報告は受けることですけれども、それに対して何らか意見を言うかについては、一通り見た上で、後ほど議論したいと思います。

課税課関係でほかのものについて、共通の点はいいんですけれども、この点に付け加えて報告することがありましたらお願いしたいと思うのですけれども、５は一応いいということで、６は結局何が違うのですか。

○茂原課税課長　６は、軽自動車税の賦課に関する事務でして、軽自動車税に関するものにつきましては、用いているシステムが異なるということと、あと実際にシステムを用いて作成する証明書、通知書等など内容が異なりますので、その辺りを列記しております。

○森田会長　それはどの辺を見ればいいでしょうか。

○茂原課税課長　実際にそのシステムを用いて行う事務に関しまして、１番の基本情報という、前のほうに記載しております。１番の基本情報で、特定個人情報ファイルを取り扱う事務として軽自動車税の賦課に関する事務の内容につきまして記載させていただいております。

軽自動車税の賦課に関して取り扱う事務につきましては、２番のほうにシステムを複数記載しておりますけれども、１つの税目でも複数のシステムを用いて事務を進めていっておりますので、軽自動車税に係る事務に関して使用しているシステムを列記させていただいております。

○松本副主幹　今回トラブルのあった税目に関してのシステムは、ほかの事務と共用していたり兼用していたり、そういったことはないということでよろしい

ですか。

○茂原課税課長　共有しているものもあります。ただ全てが同じというわけではなくて……。

○松本副主幹　その欠陥がほかの事務にも影響を来す可能性はどうですか。

○茂原課税課長　今回起こりました他市区町村への誤送信に関しましては、課税課の中でも個人住民税に関する事務において行われているものでして、それ以外の課税課の事務、あと、ほかの関係所管でシステムを使っている部署につきましては、そういった他市へ回送用データを作成して送信するという事務はないというところになりますので、個人住民税特有のものとお考えいただけたらと思います。

○森田会長　つまり、今の６番の評価書の先程と同じ７という項目において、結局ここに書いてあることは、先ほどの５番の評価書と同じ内容なんですか。

○茂原課税課長　そうですね、はい。

○森田会長　事故自体はもともと個人住民税について起きている問題なので、軽自動車税に関する事務の問題ではないわけですよね。ないけれども、ただ評価実施機関においてこういうことが生じているから重点項目評価書をつくりましたという、要するにそういうことですよね。

○茂原課税課長　そのとおりです。

○松本副主幹　課税課に限らず、ほかの事務でもみんなここは同じ内容になっております。過去３年以内に、評価実施機関において事故が発生したかという記載欄になっておりますので、ほかの事務についても、ここは同様の内容が入っております。

○森田会長　要するにそういう意味で書いてあるわけで、この事務自体について別途何らか対応するとか、そういう問題ではないということですよね。

よろしいでしょうか。どうもそういうことのようです。分かりました。

そうすると、７番についても同様ということですか。

○茂原課税課長　そうです。７番は、固定資産税の賦課です。

７番は、固定資産税、都市計画税の賦課に関する事務ですけれども、こちらにつきましても同様に評価書をつくるようになっております。

○森田会長　ただ、この７については、先程の項目とは書き方が違うのかな。

軽自動車から始まっているのでね、内容的には同じことですかね。後ろから４枚目のところに同じ記載があるので。はい、そういうことのようです。

そうしましたら、結局ほかの課も同じような位置付けで出してきているということなんですか。

○松本副主幹　そうです。

○森田会長　ですから、一番問題なのは、一番最初の５番なので、それにどう対応するかというか、それに関する書き方がこれでいいのかということなのかもしれません。

どうでしょうかね、報告事項ではあるけれども、やはりこちらとしては、まだ完全に原因が解明されている感じではないし、本当に再発防止策は十分かという不安もあるように思うのですけれども、何らかそれについて報告をいただくということはできますでしょうか。お考えいただけますでしょうか。

権限としてどうかということはあるのですけれども、ちょっとこれはそのまま、はい、そうですか、問題ありませんという感じではないと思うので、意見というか、要望的な意見として、リスク対策は十分であると記載するに当たって、その根拠として、原因が解明されたこと及びそれに対する対応がされたことについて御報告をいただきたいというようなことを申し上げるようにしようかと思いますけれども、特に所管のほうは、その点はよろしいですかね。

○茂原課税課長　はい、分かりました。

○森田会長　皆さん、そんな感じでよろしいでしょうか。やはり一言申し上げたほうがいいと思うので。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森田会長　では、そういうことで対処したいと思います。

○松本副主幹　そのときの状況で、同じように同席をさせて御報告をするか、それとも書面のような形で御報告させていただくか、その点はまた御相談させていただくということで。

○森田会長　ああ、そうですね、分かりました。

何らかの形で後ほど、その旨をお伝えする形になると思います。

では、課税課の関係はそんなところでよろしいですか。

恐らくほかのところは結局同じような話で、課税課でこういうことが起きた

ので、重点項目評価をしましたということで作成していただいているということなんですか。

○松本副主幹　そうですね。

○森田会長　内容的に特別新たな問題、基礎項目評価書から重点項目評価書にしたので、いろいろ書いてはあるのでしょうけれども……。

○松本副主幹　今回、基礎項目評価書しかつくっていなかったところを、重点項目評価書をかなりの数の事務でつくるようになりました。ただ、こうやって事故が発生すると、見直しをして早いうちに国に報告をして公表するという手順になっておりますので、ほかの部署は戦々恐々で取り敢えず評価書を整えたというふうな形になっておりまして、具体的に何か検討して対策を取ったかということに関しては、個人住民税のみとなります。

○森田会長　確かに、それは個々にやれることでもないので、ということなんですが、事務局のほうでほかの課に関して個々に何か報告することはありますか。

○松下情報公開課長　ほかの課に関しては、現状今、御報告はございません。

○森田会長　今申し上げたようなことで、そういう意味では形の上で重点項目評価にしたということですが、よろしいでしょうか。何か沢山資料が出てきたので、これをどうしようかと思ったのですが、どうもそういう事情のようです。

　では、本件についてはそういうことで、直接事故が発生した課税課に関して、先ほどのような要望というか、要望的な意見を述べるということで、詳細については後で整理したいと思います。

　具体的なやり方とか表現については、会長一任でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森田会長　では、そんな形で対応させていただきたいと思います。

　それでは、議題２は以上としたいと思います。

○松本副主幹　恐れ入ります。課税課のほうは御説明が終わったということで、退席をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○森田会長　はい。ありがとうございました。

○茂原課税課長　ありがとうございました。

（課税課　退室）

○森田会長　議題の３ですが、保有個人情報の目的外利用・提供についてという

ことでございます。

この議題につきましては、捜査照会を含むので、この種の問題については、公開によって事務事業の円滑な執行を妨げることや公共の安全に支障を来すといったことから、その範囲で非公開にさせていただくことになっております。

この案件に関しての審議の間、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○森田会長　ということで、非公開になります。すみませんが、傍聴の方には一時退席をしていただくようお願いしたいと思います。

（非公開）

○森田会長　では、議題３は非公開としましたが、議題３が終わったので、傍聴者に入ってもらってください。

（傍聴者入室）

○森田会長　それでは、議題４に入っていきたいと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いします。

○松下情報公開課長　それでは、お手元の資料３のほうを御覧ください。

本件は、議題２とは別件になります。従前から行っております特定個人情報保護評価書公表後の御報告となります。

内容につきましては、担当より御説明をさせていただきます。

○前田主事　特定個人情報保護評価書につきまして、新たに評価を実施したものが２件ありますので、御報告します。

資料の３の裏面を御覧ください。

32番、社会福祉課の令和６年度物価高騰対策給付金のうち住民税非課税世帯への３万円給付及びこども加算（１人当たり２万円の給付）支給に関する事務」、33番、令和６年度物価高騰対策給付金のうち逗子市低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給に関する事務です。

どちらも令和６年度に開始し、令和７年度へ繰り越した事務と聞いておりますが、所管課より令和７年12月に報告があり、新たに評価を実施しております。

提出・公表日は、令和７年12月25日となっております。

評価書につきましては、個人情報保護委員会ホームページから閲覧できます。

報告は以上です。

○森田会長　ありがとうございます。

先ほどの特定個人情報保護評価の話は、重点項目評価書ということで非常に膨大なものでしたけれども、これは基礎項目評価ということで、10ページにいかない程度の簡単なものですけれども、それについて新たに付け加わったということでございます。

何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

新しい事務に伴うものということですかね。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○森田会長　それでは、議題４を終わって、その他ということになりますが、では、事務局からお願いします。

○松下情報公開課長　その他として、報告が２件ございます。

１件目が、個人情報ファイル簿について、２件目が、個人情報事務登録簿について御報告をさせていただきます。

１件目の個人情報ファイル簿につきましては、資料４を御用意しておりますが、前回の審議会よりは変更がございませんでしたので、その旨御報告いたします。

次に、２件目の個人情報事務登録簿につきましては、担当より御説明をさせていただきます。

○前田主事　個人情報事務登録簿について御報告します。

資料５の１ページ目の変更状況集計表を御覧ください。

変更等の内訳の合計欄を御覧いただきますと、令和７年度は年間で新規が15件、抹消が11件、変更が153件となっております。総登録事務件数は、年度当初705件に対し、４件増の709件でした。

続いて、個人情報事務登録簿の令和８年２月から令和８年３月末までの増減を報告します。

資料２ページ目の報告案件一覧を御覧ください。集計表の裏面になります。

新規での登録が３件と内容の変更が２件ございます。

資料３ページ以降の新規につきましては、個票を添付しておりますので、併せて御参照ください。

まず新規１件目、実施機関は市長で、企画課です。事務の名称は、北方領土問題対策推進事務です。こちらは国及び関係機関からの要請により、庁内に設置された北方領土返還要求運動署名コーナーで署名を集め、関係機関へ提出する事務です。今年の２月に１か月ほど設置されております。

続いて２番、環境クリーンセンターの事務です。事務の名称は、環境クリーンセンター管理です。逗子市の清掃工場である環境クリーンセンターに、利用者等の安全確保、犯罪の予防及び抑止のため防犯カメラを設置したものです。

続いて３番、保育課の事務です。事務の名称は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）です。児童福祉法第34条の15に基づき、乳児等通園支援を必要とする児童及び保護者を支援する事務となります。

続いて、変更２件について御報告いたします。

２件とも実施機関は市長です。

まず１件目は、経済観光課です。事務の名称は、勤労者住宅資金利子補給です。市内にお住まいになる勤労者の方が、神奈川県内の中央労働金庫から住宅資金の融資を受けた場合に、利子の一部を補助する事務です。こちらは、利用する他部署の情報に戸籍住民課の住民基本台帳情報を追加しております。

２件目はまちづくり景観課です。事務の名称は、小規模開発事業事前調査（建築確認経由）業務です。逗子市まちづくり条例第48条の規定に基づき、適用対象事業に該当するか否か審査するものです。こちらは、利用目的に地域住民によるルールを確認する旨を加え、記録内容に協定委員名簿等を加えたものです。

登録簿についての報告は以上です。

○森田会長　ありがとうございます。

この事務登録簿と個人情報ファイル簿というのは似たようなものが出てくるのですが、もともとは逗子市としては個人情報事務登録簿というものを作成していたわけですけれども、法改正によってファイル簿という国の制度が導入されて、逗子市の場合は、結局、登録簿は従来どおり残したのでしたか、範囲はファイル簿を除いてでしたか。

○加藤主任　従来どおり残しております。

○森田会長　残していますか。

○加藤主任　ですので、重複しています。

○森田会長　ああ、重なってあるわけですね。

その辺は自治体によっていろいろな対応をしているようですけれども、そのようなことで毎回御報告をいただくとことになっています。

ほかにはいかがでしょうか。皆さんのほうから何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○森田会長　そうしましたら、あとは日程調整はどうでしょうか。

（日程の調整）

○森田会長　では、11月９日月曜日、10時からということで取り敢えず予定を入れておきたいと思います。

市役所側、あるいは各委員の御都合で何かありましたら、その都度言っていただければと思います。前は１年間予定を入れたりしていたのですけれども、今はあまり回数が多くもないので、取り敢えず今回は11月に入れておきたいと思います。

では、本日はほかにありますでしょうか。

事務局のほうからはありますか。

○松下情報公開課長　ございません。

○森田会長　各委員の皆さんから何か、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○森田会長　では、本日の会議は以上とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後　３時２１分閉会